

・食事付きプランにおける宿泊料金の取扱いは？

- 食事料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

・客室を日帰りで利用する場合（いわゆるデイユース）の取扱いは？

- 宿泊行為がないため、課税対象とはなりません。

・キャンセルがあった場合の取扱いは？

- 宿泊行為がないため、課税対象とはなりません。キャンセル料の支払いがあった場合も同様です。

・添い寝の乳幼児やこどもは課税対象となるか？

- 無料の添い寝利用などにより宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。  
ただし、乳幼児やこどもであっても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となります。

- ・ 1棟貸し、部屋貸しの場合で乳幼児を無料としている場合は課税対象となるか？
  - 1棟（1室）当たりの宿泊料金が設定されており、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等からも宿泊料金を徴していると考えられるため、課税対象となります。  
1棟当たりの宿泊料金の総額を乳幼児を含めた宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。（1棟貸し、部屋貸しの場合でも乳幼児を無料としている場合は課税対象となりません）
- ・ 割引クーポン等を利用した場合、宿泊料金の取扱いはどうなるか？
  - 宿泊事業者自らのサービスで宿泊料金を値引きする場合は、値引き後の金額が宿泊料金となります。宿泊予約サイトやクレジットカード会社のポイント等で割引が行われた場合や補助金、助成金等（いわゆる第三者割引）は、割引前の金額が宿泊料金となります。
- ・宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなるか？
  - 地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入した上で、納税を拒否した宿泊者に求償することになります。なお、このようなことが生じないよう、市として宿泊者への周知・広報などに取り組む予定です。